令和元年度 指定管理者制度導入施設の管理運営業務の年度評価

施設名	とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ	
所管部(局)課名	人権政策課	〔問合せ〕06-6858-2654
指定管理者	(一財)とよなか男女共同参画推進財団	〔問合せ〕06-6844-9772
事業期間	平成31年4月1日 ~ 令和2年3月31日	
指定管理者の状況		
1. 設立年 2. 基本財産(資本金) 3. 従業員数 4. 所在地 5. 関連施設,業務の無理	①平成12年9月1日 ②150,000,000円 ③20人[令和2年(2020年)4月1日現在] ④豊中市玉井町1丁目1番1-501号 ⑤とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ の管理運営を第1期[平成18年度~平成22年 度]、第2期[平成23年度~平成27年度]、第3期 [平成28年度~令和2年度]受託	

1 事業達成度

1 事業達成度		
【1】管理運営	令和元年度	平成30年度
① 施設の運営業務 (開館時間及び 休館日)	[センター]午前9時~午後9時30分 [情報ライブラリー]午前10時~午後8時 (日曜は午後5時まで) [休館日]水曜、12月29日~1月3日	[センター]午前9時~午後9時30分 [情報ライブラリー]午前10時~午後8時 (日曜は午後5時まで) [休館日]水曜、12月29日~1月3日
② 施設の維持管理 業務	1.清掃·保安警備管理·空調設備保守点検 等の委託業者との連絡調整·履行確認 2.施設の使用開始前及び終了時の点検 3.建物等の毀損等に関する市への報告 4.その他建物等を常に良好な状態に維持 するために必要な附帯業務(修繕や巡回 点検等)	1.清掃・保安警備管理・空調設備保守点検 等の委託業者との連絡調整・履行確認 2.施設の使用開始前及び終了時の点検 3.建物等の毀損等に関する市への報告 4.その他建物等を常に良好な状態に維持 するために必要な附帯業務(修繕や巡回 点検等)
【2】事業運営		
① 事業内容	1.男女共同参画の推進に関する情報の収集・加工及び提供事業 2.性別に起因する人権の侵害及び悩みに関する相談事業 3.男女共同参画社会の実現をめざす市民活動の支援及び交流の場の提供事業 4.男女共同参画推進のための講座の開催及び啓発事業等 5.男女共同参画の推進に関する調査及び研究事業 6.男女共同参画の推進に関する会議・研修・催し等へのセンター施設提供事業	1.男女共同参画の推進に関する情報の 収集・加工及び提供事業 2.性別に起因する人権の侵害及び悩み に関する相談事業 3.男女共同参画社会の実現をめざす市民 活動の支援及び交流の場の提供事業 4.男女共同参画推進のための講座の開催 及び啓発事業等 5.男女共同参画の推進に関する調査及び 研究事業 6.男女共同参画の推進に関する会議・研修・ 催し等へのセンター施設提供事業
② 実施状況	1.図書・資料の貸出し/情報相談/保育つきライブラリー/情報の加工・発信) 2.相談事業 ・女性のための相談 〔相談実施件数2013件〕 (女性の生き方総合相談/法律相談/からだと心と性の相談/労働相談/働く女性のちょこっと相談/しごと準備相談等)・その他 男性のための相談[実施件数63件〕がループ相談会など 3.市民活動支援/市民活動助成/市民活動のネットワーク形成・交流 4.男女共同参画に関する学習/女性の技術・資格取得支援/女性の自立支援/女性活躍の推進等 5.調査・研究事業 6.貸室事業	1.図書・資料の貸出し/情報相談/保育つき ライブラリー/情報の加工・発信) 2.相談事業 ・女性のための相談 〔相談実施件数1,967件〕 (女性の生き方総合相談/法律相談/からだと心と性の相談/労働相談/働(女性のちょこっと相談/しごと準備相談等)・その他 男性のための相談〔実施件数42件〕 グループ相談会など 3.市民活動支援/市民活動助成/市民活動のネットワーク形成・交流の推進 4.男女共同参画の学習/女性の技術・資格取得支援/女性の自立支援/女性活躍の推進等 5.調査・研究事業 6.貸室事業

③ 事業目的の達成	本センターは「豊中市男女共同参画推進条例」及び改定後の「第2次豊中市男女共同参画計画」に基づき、女性と男性が互いにその人権を尊重し、共に支えあい、責任も分かち合い、性別にかかわりなくその個性と能力を十分発揮することのできる男女共同参画社会を実現するため、活動拠点として位置づけられている。②の実施状況のとおり、センターにおいては、男女共同参画社会の実現のため、「とよなか男女共同参画推進センター条例」で定めた各種事業を実施している。	本センターは「豊中市男女共同参画推進条例」及び改定後の「第2次豊中市男女共同参画計画」に基づき、女性と男性が互いにその人権を尊重し、共に支えあい、責任も分かち合い、性別にかかわりなくその個性と能力を十分発揮することのできる男女共同参画社会を実現するため、活動拠点として位置づけられている。②の実施状況のとおり、センターにおいては、男女共同参画社会の実現のため、「とよなか男女共同参画推進センター条例」で定めた各種事業を実施している。
【3】指定管理業務に おける収支状況		単位:千円
(収入)	市指定管理料収入 109,277 事業収入 1,451 合計 110,728	市指定管理料収入 108,339 事業収入 1,349 合計 109,688
(支出)	指定管理事業支出 110,645	指定管理事業支出 109,649

2 利用者満足度

	2 利用名利足及 ————————————————————————————————————		
		令和元年度	平成30年度
1	アンケート調査等の 実施状況 (実施日)	令和元年12月1日~令和2年1月31日	平成30年11月1日~平成30年11月30日
	(アンケート対象) (回答者数)	[対象]すてつぷ利用者 [回答枚数]420枚	[対象]すてつぷ利用者 [回答枚数]401枚
	設問内容と回答 (満足度率)	・特に注釈のない限り、割合は「満足」「や や満足」と回答した人の割合の合計 ①清潔状況 77.7% ②安全性 75.0% ③館内表示 69.1% ④ロビーの使いやすさ 63.5% ⑤事務所受付の対応 132.8% ※アンケートでは、1.「利用したことがない」、 2「利用したことがある」があり、1を選択 した者が事務所受付の職員の対応に ついて回答している分も含まれている ため、構成比が100%を上回っている。 総回答者数は127人 ⑥すてつぶ相談室の相談員の対応 95.8% ⑦情報ライブラリーカウンターでの職員の 対応 85.7%	・設問内容⑧については、講座内で実施している講座参加者アンケート結果を引用・特に注釈のない限り、割合は「満足」「やや満足」と回答した人の割合の合計 ①清潔状況 83.8% ②安全性 81.0% ③館内表示 74.9% ④ロビーの使いやすさ 71.3% ⑤事務所受付の対応 73.6% ⑥すてつぷ相談室の相談員の対応 98.4% ⑦情報ライブラリーカウンターでの職員の対応 89.3% ⑧主催事業の内容 93.1%
2	苦情対応実績	指定管理者として対応が必要な苦情である場合は、誠実に回答するとともに経過記録を保存した。また、本市との協議を要する案件は、迅速に報告したうえで協議し、対処した。案件によっては、男女共同参画苦情処理制度の案内も行った。	指定管理者として対応が必要な場合は、 誠実に回答するとともに経過記録を保存 した。本市との協議を要する案件は、迅速 に報告したうえで協議し、対処した。
3	利用者満足度向上 への取り組み	基本協定書第28条の規定に基づくアンケート調査の結果を踏まえ、自己評価を行った。 平成30年度に行われた選定評価委員会による管理状況の評価[中間評価]で指摘があった内容については措置済ではあるが、引き続き改善に向けて取り組んでいる。	基本協定書第28条の規定に基づくアンケート調査の結果を踏まえ、自己評価を行った。また、選定評価委員会[中間評価]から指摘があった内容に対する改善方法を構築し、利用者満足度の向上に取り組んでいる。

	一大大型 中央		平成30年度
(1	個人情報保護の 対応状況	個人情報が絡む文書の保存や廃棄について、指定管理者は特定個人情報取扱規則や個人情報保護要綱等に従って適切な運営を行っている。また、個人情報保護に関する基本方針についてホームページを通じて公開するなど適正な運営を行っている。	業務内容によっては、情報漏洩防止措置としてインターネットや共有ネットワークに接続しない「オフライン専用端末」を設けるなど適正な運営を行っている。
2	〕情報公開実施状況	指定管理者は、豊中市情報公開条例の趣旨に則り情報公開要綱を定め、法人としての情報公開にも迅速対応している。 指定管理事業に係る文書等開示請求 0件法人に係る文書等開示請求 0件	特定個人情報取扱規則及び個人情報保護 要綱を定めるとともに、個人情報保護に関す る基本方針についてホームページを通じて 公開するなど適正な運営を行っている。 情報公開審査会設置 異議申出 1件(部分開示決定)
(3)	緊急時等への 対応状況	令和2年(2020年)2月26日に合同消防訓練を実施。今年度も日頃から講座等で従事している一時保育者にも参加を促し、実践レベルでの訓練を行った。また、自然災害等の危機的事象が起きた場合に備えて、事業継続計画(BCP)を策定したり、大規模災害時における「災害時等における指定管理施設利用の協力に関する協定」を本市と締結するなど緊急時における態勢強化にも努めている。	